

入札案件概要書		公告日	令和8年5月15日
契約件名	相模原市津久井学校給食センター調理業務委託		
履行期間	令和8年8月1日～令和11年7月31日 ※3年間の長期継続契約。ただし、調理業務の開始は令和8年9月から		
履行場所	津久井学校給食センター 相模原市緑区根小屋1457		
委託内容等	別紙「契約書」及び、「相模原市津久井学校給食センター調理業務委託仕様書」のとおり		
最低制限価格	あり		
参加条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告日現在、神奈川県内又は近隣都県内（東京都、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県）に本社、支社又は営業所を有していること。ただし、公告日現在、相模原市学校給食センター調理業務委託又は相模原市立小学校給食調理業務委託を受託している場合はこの限りでない。</li> <li>・引き続き5年以上集団給食事業を営んでおり、かつ公告日時点で、センター方式又は自校調理場方式による小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務の受託実績があり、過去に業務の不履行がないこと。</li> <li>・公告日現在、食品衛生に関し、行政処分を受けていないこと。</li> <li>・公告日から過去3年間のうち、食品衛生に関し、行政処分を複数回を受けていないこと。</li> </ul>		
入札参加申請受付	公告日から令和8年5月25日（月）午後5時必着		
競争参加資格確認通知書発行期間	令和8年5月28日（木） ※ インターネットメールにて送付します。		
質問期限	令和8年5月28日（木）午後4時		
質問回答期限	令和8年6月1日（月）		
入札書受付期日	令和8年6月11日（木）必着		
開札予定日時	令和8年6月12日（金）午前9時00分		
入札場所	津久井学校給食センター（郵送入札）		

# 入札説明書

「相模原市津久井学校給食センター調理業務委託」に係る入札執行の公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

## 1 手続開始の公告 令和8年5月15日（金）

## 2 業務の概要

### (1) 契約件名

相模原市津久井学校給食センター調理業務委託

### (2) 業務内容

別紙「契約書」及び、「相模原市津久井学校給食センター調理業務委託仕様書」のとおり

## 3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。（以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 入札日前日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）第3条の3に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされ

ている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。

- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

#### 4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-0153

相模原市緑区根小屋1457

津久井学校給食センター

電話 042-784-0522

インターネットメールアドレス tsukui-kyusyoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

#### 5 入札参加の手続きに関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙）

イ 参加条件確認調書（別紙）

※参加条件が確認できる契約書の写し等を添付

##### (2) 提出方法及び提出期限

インターネットメールによる提出。提出した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。なお、提出期限は5月25日（月）午後5時必着とする。

##### (3) 提出先

インターネットメールにて提出

提出先アドレス tsukui-kyusyoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

※提出した際は、確認のため電話連絡をいれること。

(4) 入札参加資格の有無については、インターネットメールにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争入札参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

#### 6 入札・開札の場所及び日時等に関する事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

- (1) 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。

提出期限は6月11日（木）必着とする。

- (2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること
- (3) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には「入札件名」「会社名」「担当者名等」を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。
- (4) 郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- (5) 送付先は、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。
- (6) 持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (7) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。  
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (8) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとする。

## 7 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、インターネットメールにより提出すること。

## 8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可。

ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/index.html>

- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

- (3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書」（入札（契約課「紙入札用」）に関する書類欄）を使用して作成し、インターネ

ットメールにより提出すること。

※相模原市ホームページ上はファクスにより受付とあるが、本件についてはインターネットメールにより提出。

※回答は、全ての入札参加者にインターネットメールにより送付する。

(4) 質問は、上記(3)の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

## 9 入札・契約上の特記事項

本入札・契約において、次の事項について特に注意すること。

### (1) 長期継続契約

ア 本案件は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、複数年にわたる契約となる。

イ 契約期間全体の総額による契約とする。

ウ 契約保証金は契約期間全体の総額の100分の10以上とする。

エ 過去の実績による契約保証金の免除については、契約期間全体の総額を基準に判断する。

オ 本案件は、翌年度以降は予算の範囲内で給付を受けることになり、予算の減額又は削除があった場合の契約解除に関する特約条項を設ける。

### (2) 最低制限価格

本案件は相模原市業務委託最低制限価格取扱要領に基づき、最低制限価格が設定される。最低制限価格は次のア、イに掲げる額の合計額とする。

ア 直接人件費の額に100分の85を乗じて得た額(円未満切捨て)又は労働報酬下限額に基づき算定された額のいずれか高い方の額

イ 直接物品費、業務管理費及び一般管理費等を合計した額に100分の70を乗じて得た額(円未満切捨て)

### (3) 公契約条例

本案件は相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29条)第6条第2号に規定する業務委託契約の対象となり、本案件の落札者と締結する契約においては、同条第8条各号に掲げる事項を定める。なお、本案件の労働報酬下限額は、令和8年度は1,310円、令和9年度以降はその年度の労働報酬下限額が適用となる。

### (4) 一般注意義務

受注者は、履行場所(津久井学校給食センター)の給食施設、設備、器具等及び発注者が提供する食材料を使用して委託業務を行うものとし、善良な管理者として、注意義務を負う。

### (5) 大規模災害発生時の協力

受注者は、大規模災害が発生し、発注者が学校給食センターの給食施設等を使用して避難住民への炊き出し等の業務を行う場合には、これに協力することとなる。

## 10 その他履行に係る条件に関する事項

### (1) 米飯給食

1年につき111回(33回がセンター炊飯、78回がパン加工業者からの委託炊飯)となる。ただし、年度により異なる場合があります。

### (2) 健康診断及び検便検査

ア 当初の健康診断及び検便による腸内細菌検査の結果は、事前準備のために津久井学校給食センター調理室に入室する前までに取りそろえること。

イ 健康診断の項目は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定めるとおりとし、腸内細菌検査(月2回)は、検査結果の判定日が概ね15日間隔となるよう実施すること。

### (3) 給食の喫食及び給食費の支払い

調理業務従事者の給食費は児童に準じるものとし、支払方法等については、発注者の指示に従うこと。

### (4) 給食開始までの準備期間

契約後、給食開始までに現場確認等の準備を行う場合は、発注者と調整し、準備作業を行うこと。

## 11 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

## 12 入札金額の記載に関する事項

(1) 入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額(契約希望金額の110分の100に相当する額)を記入する。

(2) 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を落札価格とする。

(3) 入札書には1年分ではなく、3年間の履行期間全体にわたる業務内容で積算すること。  
・令和8年8月から令和11年7月まで

(4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札

(3) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札書記載の金額・氏名その他入札要件の確認ができない入札

- イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
- ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- エ 案件名の記載がないもの
- オ 入札書記載の要件の加除訂正箇所に記名押印がない入札
- カ 1人の入札者が、同一事項に2通以上の入札書を提出した入札
- キ 不正行為があったと認められる入札
- ク 「6 入札・開札の日時に関する事項」(1)の期限までに到達しないもの
- ケ 「6 入札・開札の日時に関する事項」(1)で記した書留郵便で送付していないもの
- コ 「6 入札・開札の日時に関する事項」(3)で記した二重封筒にしていないもの

#### 1.4 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として落札者の決定は開札日とする。

#### 1.5 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

#### 1.6 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止し、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

#### 1.7 支払方法に関する事項

分割払(令和8年度7回、令和9年度から令和10年度各11回、令和11年度4回、別添「支払内訳書」のとおり)

#### 1.8 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

## 19 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」によるものとする。

相模原市 教育局 学校給食課 津久井学校給食センター 電話 042-784-0522
--